

石川・森本C遺跡

もりもと

- 1 所在地 石川県羽咋郡宝達志水町（旧押水町）森本
- 2 調査期間 二〇〇四年（平16）四月～七月
- 3 発掘機関 （財）石川県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 岡本恭一・澤辺利明
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 弥生時代～平安時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要



（津幡・石動）

遺跡は宝達山西麓に東西に刻まれた幅約五〇mの小解析谷出口に立地する。調査は県道拡幅に伴うもので、調査地は谷中央部にあった。検出した主な遺構は、二条の旧河道である。東西に長い調査区の西半部においては、現在の谷に斜行して北東から南西に流れる幅約九m深さ約一・五mの旧河道を検出し、弥生時代後期から古墳時代中期までの遺物が多量に出土

した。谷奥にあたる東半部では、同方向を向く幅四～五m深さ約一mの奈良時代後半から平安時代前半にかけての旧河道SD一を検出した。

木簡は、SD一から二点出土した。共伴遺物には、直径約四〇cmの木製鉢、「中山寺」「川相」「田処家」などの墨書土器約五〇点のほか、底部外面に「中山寺」と墨書し、側面に髭をたくわえた人面を倒立に描いた仏鉢模倣須恵器一点を含む多量の土器がある。木簡(1)は、完形の墨書土師器鉢や墨書須恵器杯などが出土した河道最下層の暗黄白色粗砂層の上位に堆積する褐色腐植物層から出土した。

調査区内においては他の遺構は僅少であり、SD一内の遺物分布状況から、その左岸に接した丘陵裾部に遺跡主体があるものとみられる。その性格については、木簡や墨書土器「中山寺」などからみて、宗教的施設の可能性が高い。また、古代に加賀・能登の国境をなしたといわれる大海川に近い立地であることや、近接して経路が想定される北陸道能登路との関連も注意され、公的性格を併せもった施設とも推測される。

8 木簡の积文・内容

- (1) ・〔合〕〔船カ〕 欲請〔品治部〕〔所カ〕
 〔右右右 右〕

・〔V〕〔申〕欲請四月〔部大〕 245×29×5 032

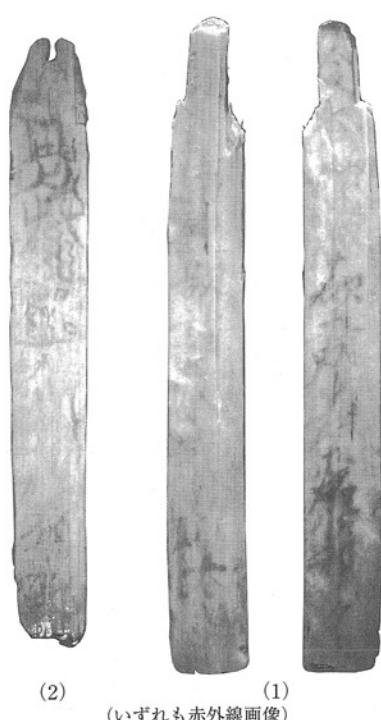
(1)は完形に近い状態と思われ、頭部両側には切り欠きを加える。両面に文字が記され、うち表面は弱く削った後、習書に用いられている。(2)は呪符木簡である。ほぼ完形に近いと思われ、上端に孔が穿たれる。

なお、釈読にあたっては、国立歴史民俗博物館の平川南氏ほかのご教示を得た。

9 関係文献

(財)石川県埋蔵文化財センター『石川県埋蔵文化財情報』一三二(〇〇五年)

(澤辺利明)



木簡の釈文の訂正をめぐる雑感

最近、木簡の釈文の訂正を目にする機会が増えた。不完全かつ不鮮明な文字を対象とする場合が多い以上やむを得ないことで、事例の増加や機器の進歩による研究の進展の結果として素直に喜ぶべきことではあると思う。しかし、出土文字資料である以上、木簡の釈文の訂正のオーソライズのしかたには、一定の約束があつてしかるべきではないか。脆弱な遺物そのものの恒常的な公開は保存の観点から難しい。

そこで調査機関は客観的なデータを提供する責務を負うわけで、調査主体が釈文に対して負う責任は重いのである。木簡はあくまで考古遺物であつて、文字資料として単独で存在するわけではない。したがつて、木簡の釈文は、これを資料とし平均化できる調査機関の責任において基本的に決められるべきもので、利用者が勝手に訂正して立論するのは論外としても、報告書によらない釈文の利用には最大限の注意が必要であるし、地方史編纂などの際の再検討による場合であっても、調査主体の了解のない変更を濫りに行うべきではない。

もっとも、調査機関の側としても一旦公表した釈文を正式に報告書で訂正するのは容易ではなく、本誌の訂正と追加欄は、調査機関を主体とする訂正の場を提供する意図も込めて設けたものである。本誌(会)がいわば調査機関と研究者の間を取り持つ媒体として、今後も木簡のもつ情報を最大限に引き出す一助となれたらと思う。編集の過程でさまざまなご提案をさせていただく場合があるのもそのためであり、調査機関のみならずにもどうかその点ご理解をたまわりたい。

(渡辺晃宏)